

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ふじのくに未来財団（以下「この法人」という。）の定款 第26条に基づき、この法人の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事及び執行理事たる副代表理事、専務理事をいう。

(法令等の順守)

第3条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第5条 代表理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副代表理事)

第6条 副代表理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって代表理事の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(代行順序の決定)

第7条 第6条第2号及び前条第1号に規定する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第3章 補則

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は、一般財団法人ふじのくに未来財団の設立の登記の日（平成26年9月22日）から施行する。

附則 この規程の一部を改訂し、平成27年1月23日から実施する。

附則 この規定は、平成27年4月1日より施行する。

附則 この規程は、平成28年11月17日より施行する。

別表

理事の職務権限

決 裁 事 項	決 裁 権 者		
	代表理事	専務理事	理 事
事業計画及び予算の案の作成に関すること	○		
事業報告及び決算の案の作成に関すること	○		
給与・謝金支払に関すること		○	
重要な使用人以外の者の任用に関すること		○	
出張に関すること		○	
契約の締結			
1 件 1,000,000 円以上	○		
1 件 1,000,000 円未満		○	
1 件 10,000 円未満			○
支出			
1 件 500,000 円以上	○		
1 件 500,000 円未満		○	
1 件 10,000 円未満			○
セミナー等事業の実施に関すること			○
基金に関すること		○	
会費に関すること		○	
職員の教育・研修に関すること		○	
渉外に関すること		○	
福利厚生（役員含む）に関すること		○	
外部に対する文書発簡			
とくに重要なもの	○		
重要なもの		○	
比較的重要なもの			○
（うち事業に関するもの）			○
一般事務連絡		○	
（うち事業に関するもの）			○